

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例をここに公布する。

平成27年12月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第77号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成15年岩手県条例第79号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成11年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後									
<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="152 671 1081 719">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="152 724 1081 772">7及び8 [略]</td></tr><tr><td data-bbox="152 777 1081 1011"><u>8の2 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例</u> <u>（平成15年岩手県条例第79号。以下この項において「条例」という。</u> <u>）に基づく次に掲げる事務</u> <u>（1） 条例第3条第2項の発行手数料の徴収</u> <u>（2） 条例第3条第3項の発行手数料の交付</u></td></tr><tr><td data-bbox="152 1016 1081 1064">9 [略]</td></tr><tr><td data-bbox="152 1069 1081 1117">[略]</td></tr></table>	[略]	7及び8 [略]	<u>8の2 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例</u> <u>（平成15年岩手県条例第79号。以下この項において「条例」という。</u> <u>）に基づく次に掲げる事務</u> <u>（1） 条例第3条第2項の発行手数料の徴収</u> <u>（2） 条例第3条第3項の発行手数料の交付</u>	9 [略]	[略]	<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="1160 671 2089 719">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="1160 724 2089 1011">7及び8 [略]</td></tr><tr><td data-bbox="1160 1016 2089 1064">9 [略]</td></tr><tr><td data-bbox="1160 1069 2089 1117">[略]</td></tr></table>	[略]	7及び8 [略]	9 [略]	[略]
[略]										
7及び8 [略]										
<u>8の2 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例</u> <u>（平成15年岩手県条例第79号。以下この項において「条例」という。</u> <u>）に基づく次に掲げる事務</u> <u>（1） 条例第3条第2項の発行手数料の徴収</u> <u>（2） 条例第3条第3項の発行手数料の交付</u>										
9 [略]										
[略]										
[略]										
7及び8 [略]										
9 [略]										
[略]										
備考 改正部分は、下線の部分である。										

- 3 この条例の施行の日前に前項の規定による改正前の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例別表第1の8の2の項の規定により市町村の長が徴収した発行手数料の交付に係る事務については、前項の規定による改正後の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の規定にかかわらず、当該市町村の長が管理し、及び執行する。